

## 会 議 録

|              |   |                      |   |          |    |
|--------------|---|----------------------|---|----------|----|
| 会議の名称        | 平成26年度第2回緑化審議会  |                      |   |          |    |
| 開催日時         | 平成26年8月26日(火) 午後2時00分から午後5時00分  |                      |   |          |    |
| 開催場所         | 本庁舎3階 庁議室   |                      |   |          |    |
| 出席者<br>及び欠席者 | <p>●出席者：</p> <p>(委員) 福嶋司会長・室岡孝洋職務代理・蜂屋健次委員・佐藤真和委員・増田勝義委員・久野一彦委員・島崎喜美子委員・和田安希代委員・小嶋博司委員・肥沼和夫委員</p> <p>(市事務局) 肥沼まちづくり部次長・有山みどりの係長・林主事・新井主事</p> <p>●オブザーバー：金子一男前委員・小俣嘉前委員</p> <p>●欠席者：大塚恵美子委員・小松賢委員</p>                                      |                      |   |          |    |
| 傍聴の可否        | 可   | 傍聴不可<br>の場合は<br>その理由 | / | 傍聴者<br>数 | 0名 |
| 会議次第         | <p>1 開会</p> <p>2 まちづくり部次長挨拶</p> <p>3 委嘱状交付</p> <p>4 緑化審議会会長挨拶</p> <p>5 議事</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 諮問事項審議</p> <p style="padding-left: 40px;">「公共の緑の植生管理のあり方について」</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) その他</p> <p>6 閉会</p> |                      |   |          |    |
| 問い合わせ先       | <p>まちづくり部みどりと公園課みどりの係</p> <p>担当者名 有山</p> <p>電話番号 042-393-5111 (内線2742)</p> <p>ファックス番号 042-393-6846</p>  |                      |   |          |    |
| 会 議 経 過      |   |                      |   |          |    |

1. 開会
2. まちづくり次部長より挨拶
3. 新委員へ委嘱状交付
4. 緑化審議会会長挨拶

○会長

この答申案が、全てを網羅しているとは思っておりませんが、少なくともこれから各々の場所で検討する時に基本的な内容になると思いますし、そうなることを期待しております。今日は、この内容に沿って議論を進めて行きたいと思っております。この答申案は、職務代理や事務局とやり取りしながら形作ってみました。単純な言い方をしますと、まず一つの大きなテーマ、そしてそのテーマに対してこういう問題がある。そしてその問題に対してどの様に対応するか。その様な組み立てで作られております。前回までの審議会の内容でいろんな議論が出されましたし、委員の皆さんから頂いた資料も可能な限り入れる努力はしたのですが、果たして十分に反映できているのか、心配な所もありますけれど、基本的にはこれまでの議論を活かすように意識してきました。これから一つ一つ議論をしていきますので、その中でご意見いただければと思います。

それでは、2枚目を開けて頂けますか。まず、目次が4ページあります。「はじめに」でなぜ諮問が必要だったのか、諮問に対して答申が必要なのか、という事が書いてあります。2つ目の所から第1章になって、東村山市の緑の課題と改善方策、これが核になる内容です。具体的には、雑木林、学校の緑、公園等の緑、街路樹、河川沿いや緑道の緑、この皆さんで現地を見た所、そこで議論なされた内容、またそこで頂いたご意見等も意識しながら、それぞれの対応を書いて羅列してあります。一番目の雑木林に関しては、まず現状はどうなっているか。その現状に関して前回の会議で議論がありました斜面林と平地林、屋敷林は繋がっている所もありますし、それを分けずに一緒にした方が良いのではないかという事で、雑木林という事でまとめてあります。その中で、それぞれの性質の違いを書いています。課題1から課題6まで書きましたが、どういう問題があるかという事をまず書いて、課題1への対応という事で、その1をどの様に対応していけば良いかを書いてあります。同じように2, 3, 4, 5, 6となっております。

次に、雑木林をどの様に管理をしていくか、管理意識という事で、伐採方法と材の利用など林をどういう風に維持していくかという事が盛り込んであります。2番目の学校の緑、これも同じように様々な問題があるという事と、それに関してどの様に対応したら良いかという事を書いてあります。それから、8ページからが公園等の緑で、全生園などもここに入れました。同じように問題を挙げて、それに対してどの様に対応したら良いか、例えば公園だけを見てい

きますと、樹種の選択の問題、枝の剪定の問題、管理や利用の問題、それから全生園の緑の管理、この様な現状の問題を対応策と併せて書いてあります。4番目が街路樹。これは、皆さんで何度も議論して、サクラの問題、ケヤキの問題、街路樹の樹種も含めた入れ換えの問題が書いてあります。5番目が、河川や緑道の緑をどうしていくか。これに関しては、地域性がありますので、野火止用水の場合と北川・柳瀬川の場合、空堀川の場合の3つに分けて問題点と対応策を書いてあります。これが、第1章の東村山市の緑の課題と改善方策。今回一番核になる部分です。

それから14ページから管理体制の検討。実際に色々な事をやっていかなければいけません、事務局の体制も含めて、経費の問題、行政の問題等もありますので、その様な問題をどうしていったら良いのだろうか、という事で書いてあります。1番目が雑木林の管理に関する事。課題1が技術の伝承、以前の会議で委員からも管理に関して具体的な話もありましたが、やはりこのような技術を伝承していく事の意味があります。課題2に市民参加とその仕組み、課題3にはボランティア組織等も必要だろうという事ですね。2つ目は、税制の問題。これが大切になります。特に遺産相続等の問題が発生するという事で、これに対して対応が必要であろうと思います。それから、管理経費に関する問題。これは、無い袖は振れないという事になってしまいますので、計画的に考える必要があるでしょう。あとは毎年掛かる、維持管理予算等ですね。

4番目は、市の管理体制。やはり、市の緑の管理に関しては、プロの方が必要ではないかという事を、提案しています。それから、情報の一元化、あるいは共有化が必要であるという事が書いてあります。

5番目は、答申内容について。つまり、これから審議していく内容ですが、内容に関して具体的にそれを周知徹底するにはどうしたら良いだろうかという事。

第3章は、今後の進め方1つ目としては維持管理計画。それぞれの場所をどうやって維持管理をしていくか。2つ目は、作業の実施と合意に関する事。3つ目は、作業後の検証。4つ目の再度の新たな試みは、要はPDCAサイクルを回す、という事が本質です。計画倒れは駄目、計画を実行してもやりっぱなしは駄目。チェックをしながら、良い所は進め、悪い所は再検討して進めて行く。そのサイクルを回しましょうという事です。その後、この審議に関係した緑化審議会委員の名簿を掲載してあります。これが、本文です。その次が、参考資料として付けてあります。その1つが、諮問を受けて最初に議論をした、どういう事をやる必要があるか。スタートの段階で重要な議論をした、「進め方」について、をここに載せました。2つ目としては、毎回現地を歩きました。いつどこに行ったか、それらに対してどういう議論をしたかを書いてあります。その次にも、現地視察を行った場所での委員の感想・意見を載せています。そ

の次は、検討の根拠となる事象や参考となる事例写真という事で、私が撮ったスナップ写真を載せてもらっています。写真の下にコメントを載せてありますが、本文の内容と対応する関係にしてあります。

5番目は、今後の検討に向けての教訓としまして、職務代理から頂いた資料より、これまでに緑の取得、あるいは管理に関しての経験から、今後注意しておかなければいけないという事を盛り込んでいます。全体の答申の流れは、この様になっています。これは、私一人でだけまとめた訳ではなく、職務代理や事務局のご助力を頂きながら作り上げた物です。

では、順番に概要から見ていきましょう。

はじめにの所なのですが、最初の段落は市の状況。2番目の段落は緑の質、量の問題です。東村山の緑は、量が減っているという事と、手の入れ方が昔の形ではなくなったので質的に変わってきている、そんなことを、ここに書いてあります。それから、3番目の段落は総合計画それから緑の基本計画は、市全体の緑についての議論をしているけれども、もう少し細かい内容までは入っていないので、そこを私たちの答申でやっていきます、という事を書いています。

○委員

申し訳ありません。今日この答申案を私達はじめて頂いて、全然目を通させて頂いておりませんので、先に10分、15分お時間を頂きまして、全体をざっと目を通させて頂いてから、議論した方が良いのではないかと思います、如何でしょうか。

○会長

そうですね。初めて参加された方もいらっしゃると思いますので、一通り目を通して頂こうと思います。では、少し時間を取りましょうか。後ろの写真は後でもいいので。

○事務局

写真は後ほどプロジェクターでご覧いただきたいと思います。

○会長

わかりました。では、とりあえず20分時間を取ります。誤字脱字、文章が解らない所をチェックしながら読んでみてください。

(資料確認)

○会長

それでは、1ページから。はじめに、は先程少しご紹介しましたが、緑の量が減ってきている。質の問題もあるという事で、やはり将来に向けて考えて行かなければならない。3つ目の段落は、基本計画で具体的な場所をイメージした事は、スケール上示すことが難しいと思いま

すので、その様な事をこの答申で考える必要がある。それから、その具体的な事に関して皆で見えて歩き議論をしたそれぞれの項目を整理したので答申にします、という事を書いてあります。はじめに、に関して何かありますか。

○委員

中段にあります、「東村山市第4次総合計画」の次に「緑と保護と育成に関する条例」が入った方が良くと思います。一番大きな緑に関する条例ですので。

○会長

それは私見ていなかったのですが、どんな条例なのでしょう。私達が今回答申する内容と同じような細かさですか。

○委員

かなり細かいですね。この緑化審議会に関する事や、保存樹木・緑地保護区域などの管理に関する事も、その条例に入っています。

○会長

私達の議論よりも1つ大きいスケールですね。

○委員

生垣補助や緑地保護区域の指定など、この条例に基づいて規則を作って実施しています。

○会長

事務局よろしいですか。ここにその項目を入れるという提案ですが。

○事務局

この項目なのですが、内容的には第4次総合計画などの計画において、個々の施策と言うか、緑を守るための計画は検討されているけれども、具体的なものには言及することが出来なかったという様な流れになっているのですが、そうするとここはここで計画として良いのですが、もしあるとすれば、第4次総合計画の前に、条例等に基づいてこういう審議会や緑の施策について条例として位置づけているうえで、更にそれぞれの計画の中で検討を進めてきたという様な言い方がよろしいかと思えます。

○会長

では、そこの文章は修正しましょう。計画というのとは分けて書くという事ですね。

○事務局

そうですね。そうすると条例に基づく、この審議会でも、過去から検討もされてきているという事も触れられるかと思えます。

○会長

文章を作って、計画というレベルに繋げていくという事ですね。分かりました。では、その

文章を相談しましょう。ありがとうございました。他には何かありませんか。

無いようなので、第1章に進みましょう。第1章の全体に書いているのは、緑には色々な質があるという事で、その質の違いがあるので、質の違いが十分に広域的な機能を果たす様な形に維持管理していかなければならない、という事が前段になります。したがって、それぞれの代表的な緑に関して今度はその内容を検討していきますというのが前段の部分ですね。その第1番目が雑木林。雑木林は東村山市の緑の重要な位置にあるという事で、今度はその中で見て行くと平地林と屋敷林、斜面林に分けることが出来るのではないかと。

平地林というのは、昔から農用林として使われてきた雑木林で、10～15年くらいで伐採し、萌芽更新しながら使ってきた。薪や炭として使い、落ち葉を肥料として使ってきた。そういう風な事があったけれども、社会的な環境が変わってきたので手が入られなくなった、という状況も発生している。屋敷林に関しては、防風など生活に密着した林で平地林とは性質の違う緑が出来ている。斜面林というのは、あまり手が入っていないけれど、そこにしか無いような植物が生育している。浸食防止をするという意味でも重要な位置にある林。それぞれの機能を意識しながら管理をしていかなければいけない、という事を書いています。具体的に、雑木林をどういう風に管理をしていくかという事が1番目の問題。

次に、保存樹木の管理。保存樹木というのは背の高い大きな木が指定されていますが、それはある意味では東村山市の歴史の象徴という意味もありますけれども、これに関して色々な問題が出てきている。問題点に関しては、落ち葉が落ちる、日陰になる。日陰も涼しい時は良いのですが、落ち葉が水路に詰まるなどのクレームが出ているという事が書いてあります。それをどういう様に解決していくかについては、所有者の方が個人で対応しているのが現実。そうすると、強剪定をして樹形が崩れてしまって、指定する意味があるのかという議論にまで発展しかねない。対応の1つ目として、所有者と市が連携を保ちながら問題が発生した時には、相談を受けて対応を図っていく。その連携づくりが必要だということです。2つ目は、所有者の立場に立って、維持、保存の大切さの意識を高めてもらうためにも、現在の補助の制度を考えても良いのではないかと。3つ目としては、今あるものを管理するだけではなく、新たに発掘するという事も大切。極端に切られて樹形的にも問題が生じた物に関しては、指定を解除する事も考えなければいけないのではないかと。保存樹木に関しては以上の3つを書いています。追加した方が良い項目などはありますか。無いようなので次に行きましょう。

2つ目の課題として、日陰・落葉の苦情ですね。民家に接しているもので、どうしても苦情が出てくる。そうなった場合にはすぐに所有者の方に連絡がいくようになっていて、所有者の方が対応する、あるいは市がその次に対応するという事になっています。今ある林や木に後から民家が接して作られたという側面もない訳ではないので、それなりに調整は必要だけれども、

やはり樹木を長い期間成長させてきたという事が、結局背が高くなり、日陰を作り、落葉の量を増やしたという側面もあるので、それに関して何か考えなければならない。1つは、雑木林を切ってくれという事に関しては、所有者と市とが連携して対応するという事が必要。そのための関係構築が必要になる。それから、雑木林の周辺に高木の無い空間を作る。その1つとしては、周辺だけを一度伐採して萌芽更新をするような、つまり大きくならない林をそこに維持していく。そういう風なやり方もあると思います。この2つが雑木林の周囲からクレームが出た場合の対応です。3つ目が、管理不足から生じる問題として衰弱木や枯死した危険木が出てきているという事です。特に、クスノキ、シュロ、チャノキ、ピラカンサなど様々な植物が生えてきている。本来の雑木林とは違う性質のものもある。そういった事にどの様に対応していくかに関してですが、やはりどの様に管理していくかという事も、市の管理する林に関しては検討する必要がある。萌芽更新で管理をしていくのか、放置するのか、あるいは公園の様な形にするのか、それに関して方針が違ってくる。タイプを分けて考える場合には、伐採を行う位置と、伐採の方法、伐採後にどの様な姿を求めるのか、という事を検討する必要がある。個人所有であっても、所有者と連携を密にして、現状の林を維持する場合でも定期的にチェックをして、老齢木・衰弱木の影響がないように除去を指導する事も必要ではないかという事です。3つ目に関しては、常緑樹の樹種が入ってくる場合には、自然の動きに任せるような林を維持し、手を加える必要はなく、そのままで良い。外来種が沢山入ってきている事に関しては、定期的にチェックし除去する事も考えなければならない。4つ目が、春植物の生育環境の確保。春の妖精と呼ばれているような、春にしか花が咲かない、春にしか見られない植物なのですが、だいたい北向き斜面の湿った所、カタクリも該当しますが、そういう所に生える。特に斜面の下部、河川沿いは大事にした方が良くはないかという問題で、具体的な対応としては、全域での分布場所を確認して、そこをどういう風に管理していくかを考えなくてはならない。誰が管理するかという事は、市も勿論ですが市民ボランティアとの協働も行う必要があるだろう。それから5つ目、ゴミの不法投棄。どこでも同じ問題はあると思いますが、雑木林には粗大ゴミがよく捨てられます。これに関しては、本当は一つ一つ除去すれば良いのですが、所有者にそれを全部任せるのも難しいと思いますので、捨ててはいけないという認識を持ってもらう事が重要。また、市民みんなでゴミを撤去する事も考えられるのではないか。これらを、管理の課題と対応として考えてみました。他に何か追加した方が良くないことはありますか。

○職務代理

3ページに春植物という言葉が出てきますよね。会長の今のご説明ですと草花の一種ですか。

○会長

そうです。

○職務代理

春植物という言葉は初めてだったもので、どういう物か分からなかったのですが、出来ればその草花の名前を教えてください。

○会長

カタクリとか、イチリンソウ、ニリンソウなどがあります。3ページ上段の中ごろにも書いてありますね。

○委員

春の妖精・春植物という所で限定するのではなく、貴重植物として大きな枠で春植物に限らず、東村山のなかで貴重な植物があるかどうかは存じ上げませんが、そういう大きな枠でとらえて方が良いのではないのでしょうか。

○会長

私がイメージしたのは、斜面の下部に繁殖し続ける植物、その保護の大切さをイメージしたものです。貴重植物なのですが、この辺だとキツネノカミソリだとか、キンラン・ギンランとか平地林の方に移っちゃうんですね。なので、貴重植物という項目を入れるとすれば、ここの4の項目について少し幅を広げて書く必要がありそうですね。それでも良いと思います。対応に関する事に関しては、春植物にだけに限った対応ではないので、市内に残っている林の中の貴重植物の対応という形でも良いですね。ここは1つの例として、雑木林の中のキンラン・ギンランの様な植物、それから春植物のカタクリなどが、というように一緒に入れれば良いですね。そうすると、課題4としては貴重な植物の生育環境の保護、如何でしょうか。

○全委員

(賛同)

○会長

私も今の提案の方がより広くて良いと思います。では、ここの文章を今の主旨に沿って修正しましょう。ありがとうございました。では、今度は雑木林を具体的にどういう風に管理をするかという事、これは入れる所が無かったのでここに入れたのですが。要するに何か管理指針がないと、こうしなさいと言うだけでは困るので実際にどういう風な事が必要なかを考えなければいけない。将来あるべき姿を想定した管理計画を持つ必要がある。まず1つは伐採方法と材の利用、伐採した後ですね。その利用に関して、幾つかの項目を考えてみました。まず伐採の方法というのは、つまりやり方ですね。伐採場所は周囲を伐採して比較的成長したコナラ、クヌギを植栽する、つまり若い雑木林を作る。その代り、その木はある程度大きくなった時に更新をしていく。それから、外部を残し、内部を比較的広く伐採してコナラ、クヌギを



植栽する。これもある意味、萌芽更新の基を作る作業です。林が急に全部無くなると混乱する人もいらっしゃるかもしれないので、林の本質は残すがある程度中は空けてそこに次の世代を植えて、それが大きくなった時に交代をしていくやり方もありじゃないかという意味です。それから3つ目は帯状伐採を列状に繰り返す。帯状に伐採をしていくことで、林が急に無くなった訳ではなく、更新をしている事を感じてもらおう。箇条書きの2番目は、ある意味円状にポコッと刈るという事になるかもしれませんね。3番目は列状に刈っていく。要するに光が中に入らないと、次を植えても育たないので、光を入れる作業をどの様に行うかですね。1つの伐採地域の面積は地域の状況に応じて考える必要がある。非常に大きな面積の林であれば幾つでも穴が空けられるでしょうし、狭い所であれば列状にするといっても、片方が全部消えてしまうなんてこともあるでしょう。その辺の臨機応変の対応が必要だという事です。それから伐採は、材の利用を考えると、材に含まれる水分が少ない冬期に行う必要がある。要するに、水分が多い時に行うと材が使えないので、冬が望ましいという事です。伐採した個体は適度に切断して薪、シイタケのホダ木として利用するほか、ウッドチップとしての利用も考える。ウッドチップにするとヤスデが出る事があるのですが、ウッドチップとしての利用も有りかと思えます。それから、ここには書きませんでした粗朶を溜めますよね。粗朶を溜めるという事は、冬の時期にそこに昆虫が冬籠りをする。そういった生き物に優しい空間にもなります。ウッドチップにして撒くだけでなくそういった利用も考えられます。撒くにしろ、どこに撒くかにもよりますね。公園の通路にずっと撒く位が丁度良いと思います。やり方を考える必要もありますね。伐採をどの様にしていくかという事と、伐採した木をどう使っていくかという事がここに書いてあります。

2番目に行きます。林の維持について、これは幾つかのタイプが考えられる。今の林どういう風にしていくか。1番目は、これまでと同じような萌芽更新の方法ですね。大体直径10～15cm位で切る。これには経験者が沢山いる訳ですから、そういう山林所有者の方に具体的なノウハウを伝授してもらおう事が大切です。現在40cm以上の樹木があるのでそれを考えなければいけないという事です。周知徹底をして伐採をして新しく植え直すことも考えるということを書いています。再生を行うには以下の点を考慮したいという事で、まずコナラ・クヌギは50年以上の樹齢では萌芽が出にくいので、萌芽の状態をチェックし、萌芽が十分でない場合には、若木の補植が必要である。伐採後には比較的成長した個体を植栽することが必要である。もちろん、植栽樹種の選択、植栽位置の検討は重要である。それから次のページですね。遺伝子の攪乱をさけるために市内で生育している個体から種子を採取して苗を育てることが望ましい。補植に利用する苗は「秋津ちろりん村」を活用し、栽培したらどうか。種子の採取・生育はボランティア活動で実施し、3年間の育種により現地へ植栽する。こういう風な事を考

えたらどうか、かなり具体的になっています。

1 番目の所は、萌芽再生をする前にこういう風にしたらいんじゃないかという事。2 番目は間伐、林としては残すが、所々間伐をして林を維持していく場合どうするかという事ですね。これは現在ある森林から立木本数を減少させて森林として維持するという事です。強い間伐を実施して「明るい公園」のような森にするものである。この場合、衰弱木、危険木を中心に伐採する。この場合、以下の点に注意が必要である。間伐を行う場合、どの程度の割合の樹木を除去するのか、その樹木伐採の程度を考える必要がある。明るい林にする場合には強間伐が必要であるし、萌芽再生や若木の植栽を考える場合には中間伐、衰弱木除去程度であれば弱間伐を実施する。この作業を進めるに当たっては、あらかじめ、林の現状を確認調査して進める必要がある。衰弱した個体の伐採除去を優先的に進め、伐採対象木を選択するが、第一段階の間伐を経た段階で、時間の経過を見ながら、目標の林に向けて再度の間伐を行い、大径木のみを残すタイプへ進むことも考えられる。残された個体の成長は続くことになるが、個体の枝の伸長により競争関係が生じる。したがって、5～10年毎の定期的なチェックが必要である。必要に応じては、樹木の間新たに植栽も考えられるが、この場合、十分な空間の確保が必要である。これは、間伐をして大きな木を残すけれども間の木を切りながら維持して行こう、という林の維持の仕方です。3 目、これは現状の状態をそのまま維持する。これに関しては、ただ放置するだけではなく、景観維持のために以下の管理が必要である。アズマネザサを中心とした森林の下層の管理を定期的に行う必要がある。安定した林が維持できるように危険木の除去を含め、各階層で競争関係にある樹木をコントロールが必要である。ごみが投棄されやすいので、定期的なチェックと、ごみの除去が必要である。これは、そのままにしておく場合。それから、もっと極端に積極的に常緑広葉樹林への誘導する場合。手を加えない、放置する森林の維持形態であり、地形的に手を加えられない地域、あるいは、斜面林や屋敷林へ連続する場合にはこのタイプが選択されて良い。この地域の自然林であるシラカシを中心とする常緑広葉樹林への移行である。この場合、以下の点に注意が必要である。裸地の発生、土砂崩壊を防ぐために人の立ち入りを制限する必要がある。斜面下部で春植物等が生育する場所では、上層の枝葉をコントロールし、光の供給に配慮が必要である。場所の検討が必要である。例えば、放棄された森林と見られ、ごみが投棄される可能性があるため、十分な注意が必要である。ここは、全く手を入れないで常緑の林にしていこう。何も手を入れない。その代り、人が立ち入るようになると、そこが斜面、河原の所ですから、斜面が裸地になってしまっって崩壊が起こるという事もあ

るので、その所が問題だという事ですね。スライド出ますか。今説明した内容の所を撮った写真が有ったので見てみましょう。

(スライド上映)

○会長

では、2番目の学校の緑にいきましょう。学校の緑の現状としては、地域住民に関しては重要な位置にあるという事ですね。しかし、学校の緑というのは桜が多いのです。その中でも、北山小学校や東萩山小学校では個性のある林が作られている。もっと積極的な樹林の利用が必要だろうという事で、課題1として周辺住民からの苦情。日陰になる、樋が詰まるなどの情報を受ける。そうした場合には、その都度、対応するが、もう少し考えても良いのではないかという、その一つには定期的なチェックによって事前の対応が考えられる。その為には、樹木の個体生態の知識を持つ市内の造園業者との連携、定期的に回ってもらって、危ない所をチェックしてもらう事があっても良いのではないか。予算の問題も絡むと思いますが。枝の剪定が必要になった場合、伐採計画から実施までを業者に丸投げするのではなく、どうするのかを学校や保護者、市の部署などで考えて確認、行動する必要があるのではないかという事です。課題2としては、どういう緑があるのかという事が把握できていない。対応としては、調査等を含めた全てを学校がやるのは、まず無理でしょう。みんなで協力してやる必要があるだろうという事。やはり、今後植えるなり、切るなりするにしても、現状を把握する必要があると思いますので、大きな木に関しては緑の戸籍簿を作っておく必要があるのではないのでしょうか。位置を把握しておけば、危険木も把握から対処までがし易くなると思います。それから、問題が発生した場合には、学校だけに任せるのではなく、皆で検討する体制を作っておく必要がある。市は勿論の事、教育委員会や保護者などが集まる事があっても良いのではないかという事が対応として書いてあります。

3番目の公園の緑ですね。これは幅広く考えて、萩山四季の森公園や秋津ちろりん村も入っています。課題1として、公園に植栽する樹種の選択。これになると、狭い面積に大きくなる木を植えてしまうと、後が大変で強剪定をしなくてはいけなくなる。なので、場所で植える木を考えておく必要がある。東村山中央公園の様な広い所であればケヤキもピッタリだと思いますが、大きくなるケヤキを街路樹に植えているのが現実なので、そういう問題があります。対応としては、公園の面積に合った植栽樹種

の選択が必要。2つ目は、公園の面積に合った本数設定と、植栽計画。今ある事も含めて検討しなければならない。課題の2つ目は、枝葉の剪定の問題ですね。これは、先程から申し上げているように、強剪定をしてしまっていて、電柱に枝をくっつけた格好になっている所もあります。それに関しては、極力無いように持っていく必要があるという事で、対応1として、市が管理の観点から定期的にチェックを行い、事前の対応を行うこと。対応2は、全て業者任せにするのではなく、こういう木はこういう程度に切って、少なくとも原型は保つ様にするなど、あり方に関して基本的な考えを持つ必要がある。対応3つ目は、将来の事も考えて、植栽樹種の再検討と植え替えに対する検討。要は、植栽樹種を今後はどうしていくのかという事ですね。課題の3つ目は、公園の状況ですが、利用と管理の問題。強い踏み付けを受けるために、樹木の衰退がみられる。対応として、公園内の定期的なチェックにより、早期の保護対策、土壌環境の改善を行う必要がある。特に、根の浅いサクラについては、踏み付けが軽減、起こらない様にする必要がある。対応2つ目は、衰退している個体については、外科的な手当てを行う必要があるが、回復が望めない場合には、植え替えも必要である。その場合、場所の状況に応じて、植栽樹種の変更も考える必要がある。課題4全生園の緑。全生園の緑というのは、市の中でも重要な緑として位置づけられるので、今後の対応としては、入所者の生活の場でもある全生園の土地利用について「人権の森構想」を打ち出している。その為に、それを活かしながら残していく必要があるという事ですね。これは、積極的に構想を基にやっていく必要があるでしょうという内容です。4番は重要な所で、街路樹です。街路樹というのは、あちこちにあるのですが、課題1は、サクラ類の老齢化と樹勢の衰退という事があります。これに関しては、寿命の短いソメイヨシノに衰弱がみられる。その対応ですが、最近植栽した個体とは別として、古くに植栽した場所で、ソメイヨシノを中心にその健康状態を調査する必要がある。どれが弱っているのか、危険性のある物は無いかをチェックする必要がある。対応2は、衰弱している個体については、外科的な手当てを行うと同時に土壌の改善も行う。土も固くなってしまっていて、根が浅いサクラが踏みつけられて、ますます弱る環境が用意されてしまっているという事ですね。対応3は、サクラ類の根は浅い場所に発達域があるので、結果的に歩道に凸凹を作る。これを改善する方法は無いので、土木工事によって影響を減らすしかない。対応4、極度に衰弱し、回復の見込みのないものについては、近い将来の植え替えを検討する必要がある。その場合、同じサクラであっても開花時期、大きくなるスピード、樹形等を総合的に考慮して品種の変更を考える必要がある。樹木間隔は10m前後を一つの目標とし、植え替える樹木の順

番を決め、年次計画で交代を進める事が必要である。これを実施する場合、その事を市民に周知徹底することを忘れてはならない。以上がサクラに関してです。

次はケヤキです。ケヤキは大きくなる木なのですが狭い空間に植えられてしまっている、様々な問題が発生してしまっている、という問題提起です。対応の1番目としては、強剪定を行っている、大変見苦しい姿になっている。でも、片方では衰弱、根浮き、太枝の枯れなどが起こっている、やはりチェックをしながら早めに対応することが必要である。やはり、樹種の選定に問題があるので、将来的には樹種の検討も考える必要がある。市内全域に街路樹のあり方について、全体構想が必要だという事ですね。

課題3つ目は、街路樹種の変更の検討。東村山市の街路樹はサクラ類、ケヤキ、ハナミズキが大変多い。特に、ハナミズキが急激に増加しているのですが、街路樹は夏の高湿、年間通しての強風、冬の低温などに曝されている。まとまって集団で生育しているのであれば、それなりにお互いかばい合って頑張れるのですが、一本ずつぽつぽつと植えられていて、それに耐えているのが現実だと思います。特にハナミズキは本来の生育場所というのは、あの場所ではないので、非常に衰退が激しくなっている。したがって、対応の1番目としてはハナミズキの生育状況をチェックして、樹種はこれでいいのか。健全に生育しているというのであれば、そのままでもいいですけども、そうでなければ植え替えも考える必要があるのではないかとというのが1つ目。対応の2つめですね。今度は、ケヤキ、サクラのうちソメイヨシノを植栽する時には、場所を十分に吟味しなければならない。花の時期、成長した高さ、枝張り、品種、それから街路樹を選ぶ場合出来るだけ日本の樹種を選ぶことが望ましいのではないかと。もちろん、場所によっては外国樹種も選ぶことが出来る。ただ、どこの道路も金太郎飴の様な格好にならない様に、個性のある樹種を選択した方が良いのではないかと。例えば、ある樹種が植栽されているのは〇〇通りという様な個性的な樹種を選択も良いかもしれない。ただし、その場合は何故その樹種を選択したのかを説明できるような事も考えていかなければならないでしょう。

対応4、重要な事は、どのような樹種を選定するにしても、植栽する樹種の成長した段階での樹高、枝張りを十分に考えておくことが必要であり、植栽空間の確保を忘れてはならない。ケヤキなどは、ちょうどいい大きさを考えていて、それを超えて大きくなった時の事を考えていないので、最終的には切らざるをえない状況になっています。5番までいって、またスライドを見る事にしましょう。

5番目は、河川沿いや緑道などの緑です。野火止用水は江戸時代から、その管理は

周辺の村に任せられ、用水に面したところに土地を持つ住民が低木や草刈り、立木の伐採と再生等を行い、常に行き届いた管理が行われていた。現在、河川両脇の緑は連続した緑の帯を形成しているし、市内に各所の緑道も樹木の帯として重要である。これらのネットワークは緑の回廊ともいえるもので、野鳥を中心として生き物にとっては重要な移動ルートになっている。しかしながら、性質を異にするそれぞれの河川では今後検討しなければならない問題も多いというのが現状です。野火止用水は指定されてからかなり年数が経ち、樹木も大きくなってしまっています。これに関しては、危険性もあるので考える必要がという事です。対応としまして、市にある衰弱木や危険木の管理を実施する。対処療法では発展性がないので、今後も定期的な見回りも含めて先見性をもって樹木の管理に当たる、前向きな姿勢が必要だという事が1つ。2つ目としては、住民が昔のように勝手に木を切ることが出来なくなったので、具体的な管理の計画を作る必要がある。その為に、市が協議して具体的にいつ頃どうしていくか、という事を考える事が必要。その為には、かつて野火止用水沿いの自然を管理していた人の意見も大いに取り入れながら、ここは若返らせる、ここはどうするという風な事を考えていく必要があるのではないか、という事です。それから、北川・柳瀬川の場合。これは住宅がどんどん周囲に富んでいるので、野火止用水と違う所があるのですが、管理が行われていない所が多いので、どうするかという事で、対応の1番目は、北山公園、淵の森緑地、八郎山緑地などの斜面に分布する常緑樹を中心とする林は現状を維持し、原則的に人の立ち入りを認めない。人が入ることによって崩れてしまうという事です。八郎山緑地に関しては、民家近くの緩斜面と平坦地は、春植物の生育可能な立地である事から、今後それらの種の生育を助ける管理が行われると良いかも知れない。様々な環境を持つ河川には多様な生物が生育している可能性がある。どの様な状況にあるのかを知るために、調査をした方が良い。空堀川の場合。これは、積極的に利用した方が良いという意見が市民から出ているという事で、課題の1の対応としては、新たな利用方法を考える必要があるという事です。それでは、スライドを見てみましょう。

(スライド上映)

○会長

雑木林以降のところ、ご意見があれば。

○委員

9 p 全生園の緑のところでは、課題4の最初の2行ですけれども、全生園の緑は園の歴史や入所者の生活を後世に伝えるためにも貴重である、という表現に置き換えたらいかがでしょうか。

○会長

わかりました。そうしましょう。

○委員

もう一点、9 pの公園等の緑の課題3への対応のところでは、文言は樹木に対してだけなのですが、安全対策の観点から衰弱した枝等の伐採というような観点も入れておいた方が良いのではと思いました。安全対策の目から見て、早めに衰弱した木を伐採する、という様な文言が一つ入っていると良いかなと思います。

○会長

木を伐採するというのは、安全の為という事を含んでいるつもりなのですが、それを強調するという事もあっても良いと思います。では2)に衰弱している個体については、安全のためにも外科的な手当も必要だという書き方でいいですか。

○委員

はい、ありがとうございます。

○会長

他に何かありますか。

○委員

はい、2点です。1つ目は9 p 課題2の2行目強選定。

○会長

字が間違っていますね。

○委員

それともう1つは、7 pから8 pにかけての学校の緑の管理で、緑の戸籍簿は良いなど思っているのですが、話としてそこまで踏み込んだという事になるので、こういう物があると本当に良いなと思うのですが、なかなかその調査を学校に委ねるのは難しいと思います。そういう意味で関わる人達が変わっても、変わらず管理されていく様に、こういう形でまとまるのはすごくいいと思うので、緑の戸籍簿というのをもう少し具体的にイメージできると良いと思いました。ここであまりこうあるべきというものかどうかと思うのですが、でも残しておきたいという言葉は大事なので、現場も見ましたし、こういう方向で書き記しておくという事も大事だと思います。

職務代理

その調査を、全て学校に委ねるのは無理があり・・・という言い方にした方が良いのでは。

○会長

そうですね。

○事務局

前回は学校に関する表記については、皆さんにすぐにご議論いただいた所かと思えます。お配りした会議録 29p のところでも、出来るだけ学校が、背負い込まなくて良いというメッセージが伝わるように、というご発言を頂いていますので、その様な形でこちらの方を整理させて頂ければという風に思っています。

○委員

多めに協力というか、学校の緑を大事にしていこうね、というメッセージ、そういうニュアンスになりますね。

○事務局

現状としては、なかなか難しい所だという事を訴えつつ、支援していくという姿勢を盛り込めればいいのかと思います。

○会長

そうですね。あと、緑の戸籍簿についても文言を足しましょうね。私のイメージとしては、キャンパスの中にどんなものがあるのか、何かあった時にも共通認識をする土俵が無い。だから、素早くイメージの共有を出来る重要性というのにはあるのではないかという意味です。緑の戸籍簿といきなり書いてしまっているのは確かに分かりにくいですね。

○委員

前にも話がありましたが、学校にも色々な緑があるじゃないですか。例えば、南台小学校のイチョウとか、あぁいったものは、どういう経過でそれぞれ植えられてきたのか、どこかで把握しているんですかね。なんであそこにイチョウがあるのか。イチョウはあるかもしれませんが、八坂小学校にサクラが多いとか、回田小学校の校庭が殺伐としている感があるのは何故なのか。学校はもっと木があって、木陰で子ども達が休むという事がどの学校でもあるように、そういう方向に学校の緑が作られたのだとすれば、大きい木がある所と無い所の違いは、どこにあるのか。わからないですか。

○事務局

回田小学校は、昔はもう少しありました。

○委員



あったものが、無くなったのですか。

○職務代理

回田小学校は、木造校舎から鉄筋校舎に建て替えた時に、木造校舎があった所を校庭にしています。建て替えの変遷の中で大きな木が切られてしまいました。

○事務局

道路の拡幅の影響もあります。今、正門がある辺りも、昔は中庭だったように、回田小学校に関しては校舎の建替えなどで変わった所が大きいかと思います。学校の周りの形態が大きく変わったのは、ここくらいではないかと思います。

○委員

恐らく、樹木台帳とかそういった物を備えてないでしょう。

○職務代理

学校は、施設台帳はありますが、樹木台帳は無いです。

○会長

どこか、一か所モデルを作ったら良いですね。

○委員

最初は、周りに何もなかったのが、住宅が建ち、接した側の木は切ったとか。何期生の卒業の際に記念樹を植えたとか、団体などから記念樹の寄贈があったとか。そういう所で、木を切ったり、植えたりしますよね。

○委員

会長、よろしければ戸籍簿ともいえる樹木台帳等の情報がという表現であれば、分かりやすいかと思います。

○委員

13pの空堀川のところの課題1ここだけ市民の要望が出ていますが、他でも市民の要望は拾い出せばあると思いますので、ここだけ出すならばとった方が良いでしょう。

○会長

わかりました。これは、立ち入り禁止になっているという事がポイントなので、それに対しての答えが後ろに載っているので、特になくても良いですね。今日これで、終わりではないですから、お持ち帰りいただいて、ここにこんな事を入れた方が良いでしょう。などのご意見を頂いて、最終的に仕上げたいと思います。ご意見を頂ければ、加筆、修正いたします。では、次の重要なところに移りましょう。第2章、管理体制に関する事です。まず、雑木林の管理に関する課題がいくつかあります。その内の1つ雑

木林管理を伝えるための技術の伝承。これは、今実際にお持ちの方は良くご存じかと思いますが、次の代に代わるにつれて、昔ながらの管理の方法が途絶えてしまう。既に利用の方法は途絶えているものもあって、繋がっていかないんじゃないか、そういう風な事を十分に意識しなければいけない。という事が課題1ですね。それから課題2、管理の取り組みの仕組みですね。これに関してはやはり、市民との協働で、色々な形の実験も含めてやっていったらどうか。課題3、ボランティア管理組織の編成ですね。これは、良く識っている人、市、そういう風な人達と一緒に管理の組織作りをしていった方が良いのではないか。という事が、第1番目の雑木林の管理の進め方です。2番目、税制に関する事。課題1として、相続税と緑地保護区域の固定資産税減免制度。そういった具体的な問題があり、どう対応するか。対応1として、市は雑木林の購入、指定等の指針を整備し、購入のための基金の増額に努めると共に、所有者と交渉して市指定の緑地保護区域等への指定を急ぐ必要がある。国税である相続税のあり方については、近隣の市等と連携して、税制のあり方が変わるように関係機関へ働きかける。緑地保護区域の管理不十分による一部課税に関しては、どのような管理状況のときに課税するのか、その基準を明確にすると共に、徴収した税が林の管理に使えるような税制のシステムを作る必要がある。3番目、管理経費に関する事の課題1としては、何をやるにしてもお金が大切なので、市の緑地基金を積み立てておくことが必要である。そのためには、シミュレーションをしながら、どれ位経費が必要なのか、どういう風な事をいつやるのか。そういう風な事を含めて、基金を積み立てておく必要があるし、積み立ての目標も考える必要がある。課題2、これに関しては、色々な形で色々と予算が必要になってくるのですが、とにかく事故等が無いように、最大限にそれを防ぐように、定期的に樹木の状況を把握する事が必要なので、その為には、人員や経費等も必要であるという事ですね。4番目、市の管理体制に関する事。管理体制を通して市の対応範囲と対応部署の明確化が必要である。緑に関しては、色々な所で絡んでいますが、やはり情報の一元化の様な形を意識して進める必要がある。つまり、対応1としては中心となる部署を明確にすると共に、公共のみどりに関する所管へ維持管理について統一基準の周知徹底を図る必要がある。市としてのガイドラインを全庁で共有するためのマニュアル、研修を進める事が必要である。その次も重要ですね。市民からの苦情があり判断を迷った際には、市民感情に対して所管ごとの判断をしないで、ガイドラインに沿って対応する事が必要。庁内でのルールが策定されたとしても、市民にそれが広がらなければ意味がないので、それを徹底する必要がある。課題2は、専門知識を持った職員を養成する必要がある。知識を持

たないと緑に関しては、なかなか管理は出来ないだろうという事です。具体的には、博物館との人事交流とか、あるいは専門職のような形の職員がいるのも良いかも知れませんね。要は、専門性を持った人を配置する必要があるという事です。5番目、答申内容の説明・周知に関する事。これに関しては、この答申が、答申されて市長が頂きました、で終わるのではなく、様々なところに内容を知って頂く必要があるだろうという事で、幾つかの方策が必要でしょう。1つ目は議会への対応、2つ目は都市計画審議会、教育委員会、施設管理者等への説明。それから、東村山緑を守る市民協議会などの啓発活動の団体にも説明をしておく必要があるでしょう。

続けて、第3章の今後の進め方に進みます。これはまず、全体を通して、それぞれの場所に対応するPDCAサイクルを動かしながら、一つずつの管理を進めて行く必要があるという事を書いてあります。まず1として、維持管理計画を作る必要がある。それは、その場所ですね。中央公園なら、中央公園の中で全体を公園の対象とした管理計画を作る。ここは、どういう空間にする、こういう空間にする。その為には、どれだけ木を切る、あるいは伐採したらどうする。そういうような前に述べた項目を書き出しながら計画を作っていくという事が必要だという事です。その為には、市民との協働が必要だという事です。2として、作業を実施する場合、作業に任せるのではなく、主体性は市が持つべきだ、あるいは市だけではなく、所有者、関係者とも現地を見て、議論をして合意をしながら進めて行きましょうという事。3は、実際に作業をした時に、本当に計画道理に動いているのかどうか。どこに問題があるのか。そういう様な事をチェックして進めて行こう。また、時間をおいてそれが本当に計画通りに進んでいるかどうか、モニタリングをする必要がある。4は、もし上手くいっていない部分があった場合には、調整、再度検討して、上手く進むように整える。こういう風な全体の、PDCAサイクルを回していく事が必要で、その回す事についての議論に関しては、この緑化審議会というのは、時にはアドバイスをしたり、時には現地に行って一緒に考える。そういう組織として機能するのではないかと、そういう風に書いてあります。

第2章、3章ととばしてきましたが、全体として如何ですか。特に、文言を直した方が良いところ、こうしたらどうかという文章を付けて事務局に提出してください。

#### ○委員

一つは、所有者の意識。緑地保護区域は指定を受けたら、いずれ市に買ってもらう、という思いで指定してもらったと思いますが、現在、維持経費が掛かってしょうがないと思います。つまり、一切お金を生まない土地ですよ。固定資産税の減免はある

けれども、かえってゴミを投棄された場合、その時は自費で片づけなければならない。だから売却してしまうのではないのでしょうか。ですから、今回それらを是正するような文言や、市民と協働してという内容が入るのは、所有者としても良いのではないかと思います。ただ、根本的には税制だと思います。農地と同じように樹林地も納税有用制度があれば、残る可能性もあるのではないかという思いがします。

○会長

税制に関しては、私たちが解らない事が沢山あると思います。森林の管理というレベルであったら、私達も現場を見てアドバイスも出来ると思いますが、税制は全く別の世界の話になってしまいますので、今ご指摘のあった様に、ゴミの問題ですよね。これは、所有者の方に片付けろと言うのは大変な事だと思います。河川などで、ゴミを拾ったりするイベントがありますよね。そういった事も、将来的にあった方が良いのではないのでしょうか。ただし、集めた物は市の責任で処理をしてもらう。市に全てやってもらうのも無理があるでしょう。ゴミというのは、一つ落ちていると、次の人も捨ててしまう。綺麗になっていけば、捨て辛くなり、ゴミも減るでしょう。そういう風な所も、モデルとして示せたら良いなと思います。他にありますか。

○委員

緑地保護区域全部が並列的にあるという風になると、優先順位付けといった別の意味が発生して難しいと思うのですが、様々な経過で指定をしてきたが、言葉は悪いですが、どこを本当に残したいのかとか、ここだけは、まちづくりの根本としてこのゾーンだから残したいとか、ここと一体化しているから優先したいとか。今ある、緑地保護区域がそれぞれの相続の時期で消えていくのを待っている状態。指定することが大事だとあるが、指定した所でどうしてくれるのかという出口がはっきりしない以上、難しいとこの答申を読んで改めて思いました。今の制度は、経過として保存しているのだが、事情によっては無くなってしまう可能性が高い。一般論として、ここは有って欲しいと思う所と、現実進行している事との矛盾を感じざるを得ないと思っています。もう1点、最後のところで、PDCAサイクルを回すという事を、こういう形で打ち出すのは、本当に大事だと思いながら読ませて頂きました。そういう意味で、PDCAサイクルも一般的になってきているとは思いますが、せっかく会長の方で1・2・3・4と分けて書いて頂いているので、それぞれをP・D・C・Aという形に置き換えたらいかがでしょうか。以上です。

○会長

PDCAサイクルというのは、全体にも言えるし、公園なら公園全体にも言える、

林1つにも言えるし、スケールの違いはいくらでもあるんですよね。ですから、動いて、チェックをして、修正して、また続けるという意識が大切だと思いますね。

#### ○職務代理

今の事に関連するのですが、緑化審議会の役割ですね。せっかく肌理の細かい答申が出来て、これを実施していく事になりますよね。やはり、緑化審議会の役割というのも大きいと思います。今までの緑化審議会は、正直に言って緑地保護区域に関する事を主にやっていた受け身の部分があったのですが、これからはこの計画が、どの様に実行されていくのか。あるいは、予算がどの様につくのか。そういった事を、この審議会は鼓舞をしながら一体となって、この答申を実現する。その為の審議会になって行くのではないかと思います。

#### ○会長

そうですね。ただ、どこまで踏み込めるのか。どこまで情報を盛り込めるのかという事がありますね。とにかく、せっかく皆さんでしっかり作ったものですから、これをベースにしながら動かしてもらおう事を、是非市長にはお願いしたいと思います。現場で色々なものを見て、ここはおかしいよね、こうした方が良いね、という事を積み上げた結果ですので。文言については修正しなければいけない所もありますが、少なくともベースとして活かしてもらおう事は、市長には考えて頂きたいですね。あとの時間は、まとめに入っても良いですか。

#### ○全委員

(同意)

#### ○会長

まず1つお願いしておきたいのが、答申案を今日お渡しして20分しか読む時間が無かったので、もう一度目を通して頂いて、こういう項目が必要ではないか議論ですね。例えば、起こっている問題を課題として書きましたが、課題のレベルで抜けている、これなんかも良いんじゃないかという項目があれば、書いていただきたい。こうあった方が良いのではないかだけではなく、対応方法とセットで頂けると、答申に向けた動きが早く出来ますので、それをお願いしたい。文言に関しては、私も読みながら直していきますが、皆さんも読んで頂いて、ここはダブリが多いとか、文章の繋がりが悪い部分があれば修正して頂いて事務局の方に送ってください。事務局に集約して頂いて、私自身もやりますので、それと合わせて9月の答申に向けていきたいと思っています。

#### ○事務局

今のところで、皆さんお持ち帰りいただいて、ご覧になって頂いて。大変恐縮なのですが、ご意見を頂く期限を設けさせていただきたいと思います。会長との調整もありますので、一週間程度でよろしいでしょうか。ご意見を頂ける場合には、一週間後の9月2日までに頂いて、整理をして会長とご相談する、という流れを取らせて頂ければと思います。タイトなスケジュールで恐縮なのですが、この様な形で調整させて頂ければと思います。

○事務局

答申をいただく日程ですが、9月定例会の開催中ということもあり、限られた日程となってしまいます。今、調整させて頂いているのが9月17日、予定では16時以降という遅い時間になるのですが、その時間帯で設定をさせて頂きたいと思っています。

○会長

その日程だと、市長のお時間は取れそうですか。

○事務局

はい。お時間がある方は、是非ご出席いただければと思います。

○会長

せっかく皆で作ったので、一人でも多くの方に参加して頂きたいですね。

○事務局

時間は、16時以降であればということなので、今日の段階では16時か、16時30分になるか、はっきりしておりませんが。

○会長

それはまだ、時間がありますので良いのですが。何よりも、2日までに頂いたご意見を、事務局が整理しなければならないでしょ。訂正箇所を赤にしてもらって、私も変更する部分を見ておきますから、その後、合わせて最終調整をしましょう。

○職務代理

これは製本されるわけですよ。それは図書館にも配布されますか。

○事務局

基本的に答申書ですので、特に計画書や報告という内容ではないので、配布や閲覧は想定していないのですが。

○職務代理

私の意見は、市の刊行物として図書館にも、置いて頂いたらどうかと。

○事務局

一般的に刊行物としての取扱いにならないので、今後については検討したいと思います。

○職務代理

なるべく、市民の目に留まる様な方法を考えて頂きたいという事です。それからもう一つ、参考資料の北山公園再生計画と東村山中央公園の実現に向けた市民運動についてですが、東村山市緑を守る市民協議会の40周年記念式典での熊木元市長の講演文の中でも触れている事だと思えます。当時の色々な経過について記憶にありましたら、内容についてチェックして頂いて活字にする前に、もう一度点検をお願いします。私も、記憶で書いていることがありますので、よろしくお願いします。

○会長

この答申は、ここにいる全員の責任ですから、しっかり良い物を作りましょう。事務局からありますか。

○事務局

はい。まず、答申案の確認をしていただく前に、私達も気づいたのですが、文章の内容については会長と何度もお話をさせて頂いたのですが、目次を変更し忘れていて、本文のタイトルと目次がずれている所が幾つかありましたので、これは責任をもって整理させていただきますので、よろしくお願いします。

○事務局

本日もありがとうございます。我々、答申の内容、ボリューム、議論の経過を含めて、非常に内容の濃い重い答申を頂くものと認識をしております。先程も申しましたが、17日に市長への答申という事で、最終的にお渡し頂ければと思います。委員の皆さんには、答申書を17日にお渡し頂きますが、その後、理事者を含めこの答申の内容についてきちっと吟味をさせて頂き、市としての方針決定と言いますか、具体的に言うと、この内容に沿って様々な計画を進めて行くには、市の中の計画に位置付けて確実に進めていく事が大事かと思えます。そういったものを含めて、所管として考えているのは、この答申の中でも頂いている通り、市として統一的な基準を設けたいと思えます。主に公共の緑という事で、私たちが管理をしていく所が優先順位は高いとは思いますが、統一の基準に基づいて各施設を管理している所管が責任をもって運用していく様にしていきたいと考えております。また、併せて市議会や市民の皆様にも、今後の方向性や進め方を見極めた段階でご説明をしていきたいと考えております。それは、私達事務局としても責任をもって進めさせて頂くと同時に、前回皆様にお知らせいたしました、市の50周年の記念事業として、この「植生管理のあり

方」の答申とですね、東村山50景という、市内の50カ所の風景・情景を選定していく事と併せて、こういった保全の仕方、答申を頂いた内容を市民の皆様にお知らせしていく場を作っていきたいと思っていますので、引き続きよろしくお願い致します。私の方からは以上です。

○会長

ありがとうございました。長い事お疲れ様でございました。皆様の協力でここまで出来て良かったですね。では、これで本日は終わりにしたいと思います。お疲れ様でした。

5. 閉会